

国立大学法人京都大学部 局長会議規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事(非常勤の理事を除く。第12条第1項第2号において同じ。)</p> <p>(3) 副学長(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 研究科長(地球環境学堂長を含む。)</p> <p>(5) 附置研究所の長</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 放射線生物研究センター長及び生態学研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(8) 高等教育研究開発推進機構長、環境安全保健機構長、国際イノベーション機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長 (中略)</p> <p>(研究科長部会の構成)</p> <p>第12条 研究科長部会は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) 総長</p> <p>(2) 理事</p> <p>(3) 総長が指名する副学長(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(4) 研究科長(地球環境学堂長を含む。)</p> <p>(5) 附置研究所の長 2名</p> <p>2 前項第5号の附置研究所の長は、附置研究所の長の互選により定める。</p> <p>(後略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 部局長会議は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) } (2) } (同左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 研究科長</p> <p>(5) } (6) } (同左)</p> <p>(7) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長及び地域研究統合情報センター長のうちから総長が指名するもの 1名</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(研究科長部会の構成)</p> <p>第12条 研究科長部会は、次の各号に掲げる者で組織する。</p> <p>(1) } (2) } (同左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) 研究科長</p> <p>(5) } (6) } (同左)</p> <p>2</p> <p>附則 この規程は、平成18年4月1日から施行する。</p>